

吹田市開発事業の手續等に関する条例施行規則及び自動車用の駐車施設の設置に関する基準の改正等の骨子案

1 目的

吹田市開発事業の手續等に関する条例施行規則及び同条例施行基準等では、自動車用の駐車施設を開発事業区域内に設置する際の基準について定めていますが、近年の開発事業の動向及び利用実態を調査したところ、敷地面積が一定規模以上の共同住宅における自動車用の駐車施設の利用率が設置基準を下回る結果であったことから、敷地の有効利用の観点から市長が適当と認める場合には、自動車用の駐車施設の設置基準を緩和することができるようにするものです。

2 内容

(1) 緩和の内容

敷地の有効利用の観点から市長が適当であると認める場合には、次の基準まで駐車台数を緩和できるようにします。

住戸の種類	敷地面積	設置基準(原則)	緩和の基準
小世帯向住戸及び単身者向住戸	300㎡以上	戸数の25%以上に相当する台数	戸数の20%以上に相当する台数
	500㎡未満		
	500㎡以上 1,000㎡未満	戸数の30%以上に相当する台数	戸数の25%以上に相当する台数
	1,000㎡以上	戸数の40%以上に相当する台数	戸数の25%以上に相当する台数
家族向住戸	3,000㎡以上	戸数の100%以上に相当する台数	戸数の75%以上に相当する台数

(2) 緩和の条件

緩和する場合には、原則となる設置基準の台数と事業者が計画する台数との差に駐車施設の区画の面積を掛け合わせた面積の2分の1以上を緑地、プレイロット等として利用しなければならないこととします。

3 施行予定年月日

令和2年(2020年)12月1日